

3 第 42 条の 12《地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

【改正の概要】

令和 8 年度の税制改正において、次の措置その他所要の措置が講じられた。

(1) 特別償却割合及び税額控除割合の引上げ

特定建物等（注 1）のうちその特定建物等に係る特定業務施設が就業の機会の創出に著しく資するものとして一定の要件を満たすもの（注 2）について、特別償却割合及び税額控除割合が引き上げられた（措法 42 の 12①一②一）

一定の要件とは、次の法人の区分に応じそれぞれ次の要件とされている（措令 27 の 12②）。

イ 下記ロの法人以外の法人 次の要件

(イ) 一の特定業務施設（特定業務児童福祉施設のうちその特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。）を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が 10 億円以上のものであること。

(ロ) 次の特定雇用者の数を合計した数が 60 人以上のものであること。

A 特定建物等を事業の用に供した事業年度（以下「供用年度」という。）に新たに雇用された特定雇用者でその供用年度終了の日においてその特定建物等に係る特定業務施設（以下「対象施設」という。）に勤務するものの数

B 供用年度において集中地域内にある事業所から対象施設に転勤した特定雇用者でその供用年度終了の日においてその対象施設に勤務するものの数

(ハ) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間にその認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る対象施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数として 60 人以上の数が記載されたその認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係るものであること。

ロ 中小企業者（適用除外事業者又は通算適用除外事業者に該当するものを除く。以下同じ。） 次の要件

(イ) 上記イ(ロ)A及びBの特定雇用者の数を合計した数が 20 人以上のものであること。

(ロ) 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の実施期間にその認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係る対象施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数として 20 人以上の数が記載されたその認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に係るものであること。

(2) 対象資産の見直し

対象となる資産が、次のとおり見直された。

イ 本制度の対象となる取得をした特定建物等について、「その建設の後事業の用に供されたことがないもの」であることとの要件が除外され、中古の建物及びその附属設備並びに構築物も本制度の対象とすることとされた。また、この中古の建物及びその附属設備並びに構築物の取得に伴って行う改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下同じ。）のための工事により取得又は建設をする建物及びその附属設備並びに構築物も本制度の対象とすることとされた（措法 42 の 12①）。

ロ 中小企業者以外の法人の適用対象となる特定建物等の取得価額に係る要件が、4,500 万円以上（改正前：3,500 万円以上）に引き上げられた（措令 27 の 12①）。

(注1) 特定建物等とは、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（地域再生法第 17 条の 2 第 3 項の認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいい、同条第 4 項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。）に記載された特定業務施設（特定業務児童福祉施設のうちその特定業務施設の新設に併せて整備されるものを含む。）に該当する建物及びその附属設備並びに構築物で、一定の規模のものをいう（措法 42 の 12①②）。

(注2) 上記(1)の特別償却割合及び税額控除割合の引上げ措置の対象となる特定建物等からは改修のための工事により取得又は建設をした特定建物等を除くこととされている（措法 42 の 12①一）。